



茨城県報

第 2187 号

平成22年6月10日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の
規定による介護機関の指定（福祉指導課）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の
規定による医療機関及び施術機関の指定及び廃止（福祉指導課）…………… 3
- 救急告示病院の認定（2件）（医療対策課）…………… 8
- 受胎調節実地指導員の指定（子ども家庭課）…………… 8
- 指定居宅サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 8
- 指定居宅介護支援事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 9
- 指定介護予防サービス事業者の廃止（長寿福祉課）…………… 9
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 10
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）…………… 10
- 大規模小売店舗の変更の届出の取下げ（中小企業課）…………… 11
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 12
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（水産振興課）…………… 16
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 21
- 茨城県港湾施設管理条例に基づく大洗海浜公園の駐車場の利用料金を徴収する期間及び時間
（港湾課）…………… 22
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）…………… 22
- 土地改良区役員の退任（農林事務所）…………… 23
- 土地改良事業の工事の完了（3件）（農林事務所）…………… 23

（選挙管理委員会）

- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定…………… 23

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 24
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（3件）（生活文化課）…………… 25
- 鳥獣保護区の変更（環境政策課）…………… 26
- 特別保護地区の指定（2件）（環境政策課）…………… 27
- 開発行為の工事完了（6件）（建築指導課）…………… 29
- 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞（水産事務所）…………… 30

●入札公告 (2 件) (科学技術振興課)	30
●入札公告 (4 件) (下水道事務所)	35
(教 育 委 員 会)	
●博物館の登録	55
正 誤	
●平成22年 5 月31日付け茨城県報第2184号中	56

告 示

茨城県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成22年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0811510304 いそはらクリニック	北茨城市磯原町磯原 4 - 112 - 2	訪問看護 介護予防訪問看護	いそはらクリニック	平成22年 4 月27日
0840143085 SFC 薬局 柵町店	水戸市柵町 1 - 5 - 7 - 106	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	株式会社センフォ ローカンパニー	平成22年 5 月13日
0850180076 介護老人保健施設はなみ ずき	水戸市東原 3 - 2 - 8	通所リハビリテーショ ン 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリ テーション 介護予防短期入所療養 介護	社会福祉法人北養 会 介護老人保健 施設はなみずき	平成22年 5 月10日
0870400678 ケアももデイサービス	古河市下辺見2450	通所介護 介護予防通所介護	株式会社ヒューマ ン・ケア	平成22年 4 月26日
0872001995 デイサービス ビーンズ リハビリセンター	つくば市大角豆2012-247	通所介護 介護予防通所介護	リハビリテーショ ンクリエイターズ 株式会社	平成22年 5 月10日
0872101373 ケアプラン「あい」	ひたちなか市高野212-159	居宅介護支援事業	株式会社 ありが 園	平成22年 5 月 1 日
0872500228 デイケアセンター貴船	常陸大宮市上小瀬1426-1	通所リハビリテーショ ン 介護予防通所リハビリ テーション	医療法人 緒川ク リニック	平成22年 5 月14日
0872900170 ヤックスドラッグ江戸崎 店	稲敷市江戸崎甲644-1	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売	株式会社 千葉薬 品	平成22年 5 月 6 日
0873101521 医療法人 桜丘会 桜ヶ 丘クリニックデイケアセ ンター	東茨城郡茨城町奥谷1076	通所リハビリテーショ ン 介護予防通所リハビリ テーション	医療法人 桜丘会 桜ヶ丘クリニック	平成22年 5 月 5 日
0873301055 ケアホーム楓	那珂郡東海村須和間1442-2	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 菊本住 設	平成22年 3 月23日

コ ー ド 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0873301063 オークス東海	那珂郡東海村舟石川652-20	居宅介護支援事業	社会福祉法人オークス・ウェルフェア	平成22年 4月12日
0874301096 介護支援センター たんばば	猿島郡境町大字伏木1227番地	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 関根自動車	平成22年 5月10日
0875500092 デイサービス葵	つくばみらい市谷井田2008-8	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 ホープ	平成22年 5月6日
0891600058 ケアサービス911	笠間市旭町257-38	夜間対応型訪問介護	株式会社タカ	平成22年 5月6日
0892600016 ゆたかな郷	那珂市中里1184-1	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人豊潤会	平成22年 5月14日
0872000450 寺島薬局株式会社介護事業部 つくば営業所	つくば市豊里の杜2-1-1	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	寺島薬局株式会社	平成22年 5月6日

茨城県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
0441117 コスモファーマ薬局 古河店	古河市大堤288	薬局	(株) コスモファーマ東京	平成22年 5月1日	指定
0441067 日本調剤 古河薬局	古河市大堤291	薬局	日本調剤 (株)	平成22年 5月1日	指定
0143085 SFC 薬局 柵町店	水戸市柵町1-5-7 クレセール三の丸106号	薬局	(株) セントフォロ-カンパニー	平成22年 5月1日	指定
0441125 アイン薬局 古河店	古河市古河駅東部土地区画整理事業地内49番街区9-17	薬局	(株) アインファーマシーズ	平成22年 5月1日	指定
0441075 アイン薬局 古河本町店	古河市本町4-11-8	薬局	(株) あさひ調剤	平成22年 5月1日	指定
0441083 古河中央薬局 日赤前	古河市大堤290-2	薬局	(株) 協和ホスピタルサービス	平成22年 5月1日	指定
0241574 べんてん薬局	日立市弁天町2-8-8	薬局	(株) ジェイピー	平成22年 4月30日	廃止
2240475 寺島薬局 神栖平泉店	神栖市平泉字関下1-4	薬局	寺島薬局 (株)	平成22年 5月1日	指定
2940496 寺島薬局 鹿嶋プラザ店	鹿嶋市宮中宇東山289-1	薬局	寺島薬局 (株)	平成22年 5月1日	指定

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
3040130 寺島薬局 行方麻生店	行方市麻生3289-46	薬局	寺島薬局 (株)	平成22年 5月1日	指定
2610137 那珂中央病院	那珂市飯田1733-1	内科・脳神経外科・循環器科・眼科・泌尿器科・胃腸科・理学診療科・放射線科・麻酔科・整形外科・小児科・外科	医療法人 那珂中央病院	平成22年 3月31日	廃止
2610392 那珂中央クリニック	那珂市飯田1733-1	内科・消化器内科・整形外科・麻酔科・循環器内科・小児科・放射線科	医療法人 慈心会	平成22年 4月1日	指定
0830667 とみやま歯科クリニック	龍ヶ崎市川原代町字冷汁内2578-13	歯科	富山 豪	平成22年 3月31日	廃止
0830881 とみやま歯科クリニック	龍ヶ崎市川原代町2578-13	歯科	医療法人 真健会	平成22年 4月1日	指定
0310474 萩原同仁会クリニック	土浦市神立中央5-24-25	泌尿器科・内科	萩原 明	平成22年 3月31日	廃止
0312199 萩原同仁クリニック	土浦市神立中央5-24-25	泌尿器科・内科・小児科	医療法人社団 萩原同仁会	平成22年 4月1日	指定
0310672 しほう医院	土浦市宍塚町1998	内科・外科・麻酔科・理学診療科	遠藤 拓男	平成22年 4月13日	廃止
0312207 しほう医院	土浦市宍塚1945-1	内科・外科・皮膚科・精神科・麻酔科・リハビリテーション科	遠藤 拓男	平成22年 4月14日	指定
2410496 もりやすスリープクリニック	守谷市守谷甲2225-44アワーズもりや1F	内科・呼吸器内科	上遠野 賢之助	平成22年 3月31日	廃止
2410561 もりやすスリープクリニック	守谷市中央2-16-1 アワーズもりや1F	内科・呼吸器内科	医療法人財団 健康睡眠会	平成22年 4月1日	指定
7310170 平井胃腸科外科医院	つくばみらい市板橋2258-2	内科・消化器科・外科・形成外科・肛門科・放射線科	平井 祥子	平成22年 3月31日	廃止
7310196 平井医院	つくばみらい市板橋2258-2	内科・消化器科・外科・形成外科・皮膚科・肛門科・放射線科	平井 浩気	平成22年 4月1日	指定
0631040 しもだてメディカルポート	筑西市下岡崎2-8-1	歯科	医療法人社団 平仁会	平成22年 5月23日	廃止
0630257 下館病院	筑西市野殿1131	歯科	医療法人社団 平仁会	平成22年 5月24日	指定
1210046 はすみ敬愛病院	常陸太田市山下町972	内科・整形外科・理学診療科・麻酔科	医療法人 貞心会	平成22年 3月31日	廃止
0143010 ローズ薬局ひらす店	水戸市平須町1-131	薬局	(株) コスモファーマ東京	平成22年 5月15日	廃止
0231452 こばやし歯科クリニック	日立市大和田町684-1	歯科・小児歯科	小林 良誌	平成22年 3月31日	廃止
0231783 こばやし歯科クリニック	日立市大和田町684-1	歯科	医療法人 SHPI	平成22年 4月1日	指定
1730593 ふじなわ歯科医院	取手市井野台4-23-6	歯科・小児歯科	藤縄 早苗	平成22年 3月31日	廃止
1731179 医療法人 HSF	取手市井野台4-23-6	歯科・矯正歯科・小児歯科	医療法人 HSF	平成22年 4月1日	指定
0241665 ひたちともべ薬局	日立市十王町友部1600-1	薬局	中澤 司	平成22年 3月31日	廃止

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
0241707 ひたちともべ薬局	日立市十王町友部1600-1	薬局	(株) 日昇堂	平成22年 4月1日	指定
0331989 土浦スマイル歯科クリ ニック (診療所)	土浦市上高津字近堂367	歯科・歯科口腔外科・ 小児歯科・矯正歯科	本間 正己	平成22年 3月31日	廃止
0332052 土浦スマイル歯科クリ ニック	土浦市上高津367 イオン土浦 ショッピングセンター 2F	歯科・歯科口腔外科・ 小児歯科・矯正歯科	医療法人社団 M&E メディカ ルサービス	平成22年 4月1日	指定
1910587 牛久眼科 (診療所)	牛久市南 2-15-12	眼科	友永 正昭	平成22年 3月31日	廃止
1910835 牛久眼科 (診療所)	牛久市南 2-25-12	眼科	櫻井 健司	平成22年 4月1日	指定
0530465 千葉歯科クリニック	石岡市石岡2506-4	歯科	千葉 順一	平成22年 3月31日	廃止
0530804 千葉歯科クリニック	石岡市石岡 1-12-1	歯科	医療法人社団 佳愛会	平成22年 4月1日	指定
1010339 宇津野医院	下妻市下妻丁373-15	産婦人科・内科・小 児科	宇津野 博	平成22年 3月31日	廃止
1010511 宇津野医院	下妻市下妻丁373-15	産婦人科	医療法人 宇津 野医院	平成22年 4月1日	指定
0341234 ポプリ薬局 桜町店	土浦市桜町 3-5-2	薬局	(有) ワイツファー マ	平成22年 3月31日	廃止
0341457 ポプリ薬局 桜町店	土浦市桜町 3-5-3	薬局	(有) ワイツファー マ	平成22年 4月1日	指定
0241566 コスモ調剤薬局 高鈴店	日立市高鈴町 1-17-13	薬局	(株) コスモ・メディ カル	平成22年 4月30日	廃止
914 深沢整骨院	牛久市中央 4-12-3 ルミ エールアルシェ 105	柔道整復	深沢 崇	平成22年 4月6日	指定
915 斉藤整骨院	つくば市天久保 2-14-17	柔道整復	斉藤 俊行	平成22年 4月6日	指定
916 たての接骨院	守谷市百合ヶ丘 2-4803-11	柔道整復	館野 賢治	平成22年 4月6日	指定
225 けやきの森治療院	つくば市高見原 2-2-23	あん摩マッサージ	福本 繁幸	平成22年 6月3日	指定
917 末広はり・きゅう接骨院	水戸市見和 2-251-3	柔道整復	小瀬良 浩	平成22年 6月3日	指定
226 かげやま鍼灸院	龍ヶ崎市馴馬町2954-3	あん摩マッサージ	影山 英史	平成22年 6月3日	指定
312 かげやま鍼灸院	龍ヶ崎市馴馬町2954-3	はり・きゅう	影山 英史	平成22年 6月3日	指定
0141337 さくら薬局 柳町店	水戸市柳町 1-15-9	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0143119 さくら薬局 柳町店	水戸市柳町 1-15-9	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0142129 さくら薬局 赤塚店	水戸市赤塚 1-1870-28	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0143101 さくら薬局 赤塚店	水戸市赤塚 1-1870-28	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0440689 さくら薬局 猿島店	古河市上辺見2389	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0441109 さくら薬局 猿島店	古河市上辺見2389	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
2940041 さくら薬局 知手店	神栖市知手中央 1-15-36	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
2940488 さくら薬局 知手店	神栖市知手中央 1-15-36	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
2240087 さくら薬局 三笠山店	鹿嶋市宮中2062-9	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
2240467 さくら薬局 三笠山店	鹿嶋市宮中2062-9	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0240774 さくら薬局 日立店	日立市城南町 2-1-6	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0241756 さくら薬局 日立店	日立市城南町 2-1-6	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1540214 さくら薬局 北茨城店	北茨城市大津町北町3097	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1540388 さくら薬局 北茨城店	北茨城市大津町北町3097	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0540215 さくら薬局 石岡店	石岡市旭台 1-17-27	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0540553 さくら薬局 石岡店	石岡市旭台 1-17-27	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
2140691 さくら薬局 ひたちなか店	ひたちなか市石川町28-10	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
2141087 さくら薬局 ひたちなか店	ひたちなか市石川町28-10	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1140411 さくら薬局 水海道森下店	常総市水海道森下町4429	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1140486 さくら薬局 水海道森下店	常総市水海道森下町4429	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0241335 さくら薬局 日立諏訪店	日立市諏訪町 3-8-7	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0241723 さくら薬局 日立諏訪店	日立市諏訪町 3-8-7	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0440960 さくら薬局 古河店	古河市東牛谷520-4	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0441091 さくら薬局 古河店	古河市東牛谷520-4	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0241681 さくら薬局 日立会瀬店	日立市会瀬町 3-26-11	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0241715 さくら薬局 日立会瀬店	日立市会瀬町 3-26-11	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0142400 さくら薬局 酒門店	水戸市酒門町字浜井場302-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0143093 さくら薬局 酒門店	水戸市酒門町字浜井場302-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0740336 さくら薬局 結城店	結城市結城2987-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0740401 さくら薬局 結城店	結城市結城2987-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
4340604 さくら薬局 境町店	猿島郡境町長井戸242-2	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
4340695 さくら薬局 境町店	猿島郡境町長井戸242-2	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0241384 さくら薬局 日立駅前店	日立市幸町 1-7-1 ニューク リニックス101号	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
0241749 さくら薬局 日立駅前店	日立市幸町 1-7-7 ニュー クリニック101号	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1740780 さくら薬局 取手谷中店	取手市谷中34-12	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1740822 さくら薬局 取手谷中店	取手市谷中34-12	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1940414 さくら薬局 牛久栄町店	牛久市栄町 3-17-1 牛久 アーバンヒル C 棟101号	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1940497 さくら薬局 牛久栄町店	牛久市栄町 3-17-1 牛久 アーバンヒル C 棟101号室	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1440381 さくら薬局 高萩店	高萩市上手綱上ヶ穂町1006- 16	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1440464 さくら薬局 高萩店	高萩市上手綱字上ヶ穂町1006 -16	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0241442 さくら薬局 日立若葉町店	日立市若葉町 3-1-3	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0241731 さくら薬局 日立若葉町店	日立市若葉町 3-1-3	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1740764 さくら薬局 取手東店	取手市東 4-3-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1740830 さくら薬局 取手東店	取手市東 4-3-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
1840275 さくら薬局 坂東岩井店	坂東市岩井4597-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
1840317 さくら薬局 坂東岩井店	坂東市岩井4597-1	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
7340114 さくら薬局 つくばみらい い店	つくばみらい市紫峰ヶ丘 1- 672-9	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
7340148 さくら薬局 つくばみらい い店	つくばみらい市紫峰ヶ丘 1- 672-9	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
0840540 さくら薬局 佐貫駅前店	龍ヶ崎市佐貫 3-5-5	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0840615 さくら薬局 佐貫駅前店	龍ヶ崎市佐貫 3-5-5	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
2041675 さくら薬局 つくば店	つくば市佐1006-3	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
2041782 さくら薬局 つくば店	つくば市佐1006-3	薬局	クラフト (株)	平成22年 4月1日	指定
2440216 さくら薬局 守谷店	守谷市松並1630-3	薬局	クラフト (株)	平成22年 3月31日	廃止
0710673 しもふさクリニック	結城市大字武井1244-4	内科	医療法人 孝寿 会	平成22年 5月1日	指定
0730487 しもふさクリニック	結城市大字武井1244-4	歯科	医療法人 孝寿 会	平成22年 5月1日	指定
3131246 宇野デンタルクリニック	東茨城郡大洗町桜道252	歯科・小児歯科・矯 正歯科	宇野 哲平	平成22年 5月1日	指定
2310118 久保病院	潮来市牛堀650	内科・精神科	医療法人社団 悠久会	平成22年 3月31日	廃止
2310233 久保病院	潮来市牛堀650	精神科・内科	医療法人社団 つくば健仁会	平成22年 4月1日	指定

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者 (施術者)	指定等 年月日	区分
3131246 久保医院	潮来市牛堀821-1	内科・精神科	医療法人社団 悠久会	平成22年 5月1日	指定
0411470 おかざき眼科皮膚科	古河市本町4-11-6	眼科・皮膚科	岡崎 光彦	平成22年 5月1日	指定

茨城県告示第722号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成25年6月6日である。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団桜水会筑波病院	つくば市大角豆1761番地

茨城県告示第723号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成25年6月9日である。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
国家公務員共済組合連合会水府病院	水戸市赤塚一丁目一番地

茨城県告示第724号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成22年6月2日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 加 瀬 陽 子

住 所 茨城県稲敷郡河内町金江津 9229 番地 1

茨城県告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会	つくばみらい市社協ヘルパーステーションきらくやま	茨城県つくばみらい市神生530	訪問介護	平成22年4月1日
社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会	つくばみらい市社協デイサービスセンターきらくやま	茨城県つくばみらい市神生530	通所介護	平成22年4月1日
緒川クリニック	デイケアセンター 貴船	茨城県常陸大宮市上小瀬1426番地1	通所リハビリテーション	平成22年4月30日
株式会社 ほーむけあ いしやま	デイサービス 湖畔の家	茨城県桜川市上野原地新田112-1	通所介護	平成22年4月30日
株式会社 ジェニシス	ケアセンターやすらぎの杜	茨城県つくば市下横場277-90	訪問介護	平成22年4月10日
有限会社 スリーハート介護サービス	有限会社 スリーハート介護サービス	茨城県鹿嶋市大船津2326	訪問介護	平成22年4月30日
株式会社 日立ライフ	株式会社日立ライフ はたそめ介護ステーション	茨城県常陸太田市幡山653-23	訪問介護	平成22年4月1日

茨城県告示第726号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社 エス・エフ・ピー・サポート	ケアプラン「あい」	茨城県ひたちなか市高場827-1 グランディオス KS ビル2F	居宅介護支援	平成22年5月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会	神栖済生会病院	茨城県神栖市知手中央7-2-45	居宅介護支援	平成22年3月31日
神栖市	神栖市居宅介護支援事業所	茨城県神栖市溝口1746-1	居宅介護支援	平成22年3月31日
社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会	つくばみらい市社協ケアセンターきらくやま	茨城県つくばみらい市神生530	居宅介護支援	平成22年5月1日

茨城県告示第727号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会	つくばみらい市社協デイサービスセンターきらくやま	茨城県つくばみらい市神生530	介護予防通所介護	平成22年4月1日
緒川クリニック	デイケアセンター 貴船	茨城県常陸大宮市上小瀬1426番地1	介護予防通所リハビリテーション	平成22年4月30日
株式会社 ほーむけあ いしやま	デイサービス 湖畔の家	茨城県桜川市上野原地新田112-1	介護予防通所介護	平成22年4月30日
株式会社 ジェニシス	ケアセンターやすらぎの杜	茨城県つくば市下横場277-90	介護予防訪問介護	平成22年4月10日
有限会社 スリーハート介護サービス	有限会社 スリーハート介護サービス	茨城県鹿嶋市大船津2326	介護予防訪問介護	平成22年4月30日
株式会社 日立ライフ	株式会社日立ライフ はたそめ介護ステーション	茨城県常陸太田市幡山653-23	介護予防訪問介護	平成22年4月1日

茨城県告示第728号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0817300072	児童デイサービスケアワーカーズいぶき	つくばみらい市古川840	合同会社ケアワーカーズ	つくばみらい市古川840	平成22年7月1日	児童デイサービス

茨城県告示第729号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主な届出の内容

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
0817200041	訪問介護ぽっかぽか	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称及び所在地	有限会社ホームヘルプたいよう 鉾田市上幡木1249-12	訪問介護ぽっかぽか 行方市繁昌752-5

2 変更年月日

平成22年4月1日

茨城県告示第730号

平成 21 年 10 月 13 日茨城県告示第 1273 号で公告した大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出については、取り下げの旨の届出があったので、次のとおり公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者**

ホームック株式会社

代表取締役社長 柴田 憲次

(2) 住所

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 41 号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地**(1) 名称**

カスミ新牛久ししこ店

(2) 住所

つくば市高見原 1 丁目 3 - 8

3 取り下げの理由

計画変更があったため

4 取り下げ年月日

平成 22 年 5 月 26 日

茨城県告示第731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

ホームック株式会社

代表取締役社長 柴田 憲次

(2) 住所

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 41 号

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

カスミ新牛久ししこ店

つくば市高見原 1 丁目 3 - 8

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 30 分

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時 30 分

(変更後) 午前 8 時 30 分～午後 9 時

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分～午後 9 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

(3) 変更する年月日

平成 22 年 5 月 27 日

(4) 変更する理由

店舗運営計画変更のため

3 届出年月日

平成 22 年 5 月 26 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー渡里店

水戸市渡里町字前原 2873 - 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成 22 年 2 月 12 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原一丁目 127 番地	伊 藤 尚 武

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成 22 年 9 月 30 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,307 m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 69 台

(イ) 駐輪場の収容台数 26 台

(ウ) 荷さばき施設の面積 62 m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 25 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時 30 分

(閉店時刻) 午後 8 時 45 分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 9 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成 22 年 1 月 29 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	駐車場に出入りする車両について、歩行者の安全性を確保すること。 登下校時間帯においては交通誘導員を配置して店舗出入り車両の誘導を行い、児童生徒の安全確保に留意されたい。	交通安全の確保のため。特に、店舗周辺には狭あい道路があり、また、一部小中学校の通学路ともなっているため。
	来店、退店車両が、幹線市道 5 号線（城東文京線）の交通混雑の原因とならないよう、交通誘導員を配置するなどの対策をされたい。	都市計画道路 3・3・30 号赤塚駅水府橋線の国道 123 号から都市計画道路 3・5・19 号西原町田野線までの区間は、平成 22 年の供用開始が予定されている。この区間が開通することにより、県道真端水戸線の交通量が相当規模で転嫁されることから、幹線市道 5 号線（城東文京線）の国道 123 号交差点及び貴店舗付近の混雑が予想されるため。
	駐車場設置に伴う道路の改造等については許可を得ること。	道路法第 24 条に基づく許可が必要であるため。
	騒音により周辺の生活環境が損なわれないよう、適切な措置を講ずるよう配慮されたい。	敷地境界における予測結果において夜間の規制基準値を超える箇所があるため。
	水戸市都市景観条例を遵守されたい。	景観に大きな影響を与える大規模建築物等の新築については、景観計画に定めのある景観形成基準に配慮した設計をし、事前協議の上、景観法による届出を行うこととなっているため。

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	茨城県屋外広告物条例を遵守されたい。	屋外広告物の表示については、茨城県屋外広告物条例による許可を受ける必要があるため。ただし、平成22年7月以降は水戸市屋外広告物条例による許可となります。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第733号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークベニマルひたちなか金上店

ひたちなか市大成町 11 番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成 22 年 3 月 23 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目 18 番 2 号	大 高 善 興

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成 22 年 11 月 19 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,032 m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 130 台

(イ) 駐輪場の収容台数 60 台

(ウ) 荷さばき施設の面積 91 m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 45 分～午後 11 時 15 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成 22 年 3 月 10 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	①駐車場対策（交通事故防止対策、経路の設定、歩行者の通行の利便性確保） ○野いちご保育園の園児の安全確保のため、市道426号線沿いに2箇所配置されている出入口の配置について再度検討を加えられたい。 ○周辺道路はオープン時、繁忙期など混雑が見込まれるほか、野いちご保育園や信号機の配置された交差点等が隣接していることから、交通状況に応じて駐車場入口等に交通誘導員を配置し、交通事故防止のための誘導を徹底されたい。 ○野いちご保育園の園児の安全確保のため、駐車場内の照明設備を市道426号線沿いに配置願いたい。 ○駐車場出入口には見通しを妨げぬように看板等を設置し、位置を明確に示すとともに、夜間反射材を設置されたい。 ○駐車場内に次の安全施設を設置されたい。 ・駐車場内通路の進行方向を示す矢印 ・出入口における停止位置を示す停止線及び止まれ表示と標識 ・交通流を確保し、逆行防止の対策を講じられたい ○駐車場に身体障害者及び高齢者等の優先区画を設け案内板を設置されたい。 ○出入口 No. 3 については、信号機設置交差点（勝田一中西）と接近しており、さらに、朝夕の交通量も多いことから交通渋滞対策に配慮願いたい。 ○野いちご保育園の園児の安全確保について優先的に配慮し、保育園関係者と協議、調整を図られたい。 ○市道 1-14 号線（金上田彦線）がコミュニティバスの運行ルートとなっているため、運行に支障が生じないよう工事車両や来店客の誘導に努められたい。 ○交通対策についてはひたちなか西警察署交通課規制係と協議されたい。 ②廃棄物減量化 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を遵守すること。 ③防災・防犯対策 ○閉店後の施設の施錠について、利用者へ周知されたい。 ○駐車場・駐輪場における車上ねらい、自転車・バイク盗難等の被害防止のため、来場者に対し防犯対策について周知されたい。 ○災害発生時における来客者等の避難誘導に対応するため、避難マニュアルの作成等万全を期されたい。	店舗及び店舗利用者の交通安全、防災・防犯対策を図るとともに、周辺地域の良好な生活環境の保持及び廃棄物減量化を図るため。

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	○災害用戸別受信機を設置されたい。 ④騒音対策 ○予測地点 A・B・C・D のポイントについて、事業者の自主検査として年 1 回は、騒音測定を実施されたい。 ○苦情等があった場合には、誠意をもって対応されたい。 ⑤その他 ○本市では、「エコ・ショップ認定制度」をはじめ、レジ袋の有料化による「マイバッグ運動」の推進に取り組んでおり、協力を願いたい。 ○道路を汚損しないように十分注意し、作業されたい。 ○道路に損傷を及ぼした場合は、道路管理課と協議の上対応されたい。 ○既設道路に関する工事を行う場合は、道路工事施工承認の許可を得ること。 ○既設道路に埋設する物(上・下水道管等)がある場合は、道路占用許可を得ること。 ○当該敷地の「区画」又は「形」を変更する場合は、開発行為の許可手続きをすること。(「形」の変更：1.0m を超える盛土、又は 2.0m を超える切土が生じる場合)	

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第734号

沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を、次のとおり定める。

平成22年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

基 本 計 画

第 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

水産物の安定供給を図り、水産業を健全に発展させるために、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用を基本として栽培漁業を推進するものとする。

栽培漁業の推進については、平成22年度から平成26年度までの5ヶ年間、次の事項を基本として、科学的知見に基づき、技術の開発、天然水域における検証、事業規模での効果の実証と評価を行い、一定の放流効果が確認された水産動物については、漁業者等の受益者による適切な負担の下に事業が実施できる段階へ円滑に移行するように努めるものとする。

また、栽培漁業の効果を効率的に、発現・向上させるため、放流種苗の生残率の向上に努め、資源の管理及び漁場の造成等との一体的な取り組みを推進する。

なお、種苗放流については、資源状況や漁業の実態に応じて、生産施設の能力の範囲内で、生産数量の見直しを検討するとともに、天然の水産動物へ及ぼす影響を念頭に置き、遺伝的多様性等の保全に配慮した栽培漁業の推進に努める。

1 種苗生産

種苗の生産については、放流水域の特性、経済性、種苗供給施設の能力等を勘案しつつ、天然魚又は天然貝の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生と蔓延を防止するため、日常の飼育管理の徹底に努めることとし、必要な技術の開発に努めるものとする。

なお、これまで試験研究機関が行ってきた親魚養成などの生産技術の開発研究については、茨城県栽培漁業センターに移行するものとし、種苗の質的向上と生産技術の安定化及び低コスト化に必要な技術開発に努めるものとする。

さらに、種苗生産技術の向上を図るため、必要に応じて、関係する都道府県の種苗生産機関と連携して、技術開発に努めるものとする。

2 種苗放流

種苗放流の技術開発段階においては、対象となる水産動物の生物学的特性及び技術開発の成果を踏まえて、放流種苗の放流後の初期減耗が極力低くなる時期、場所、サイズ、手法等を選定し、放流効果の発現及び向上に努めるものとする。

これらのうち、一定の放流効果が認められた水産動物については、資源の状況や漁獲の状況に応じた適正な放流数量と受益の範囲の把握に努めるものとする。

さらに、放流による経済効果が期待できる水産動物については、放流効果実証事業を実施することにより、その効果の科学的な実証に努めるとともに、適切な費用負担の方法等についても検討する。

また、種苗の放流にあたっては、漁港漁場整備事業等による保護育成場の造成等、水産業振興施策との連携について、一層の強化に努める。

3 モニタリングの体制

放流対象水産動物を利用する者は、放流効果を把握するため、試験研究機関等が行うデータの収集に今後も積極的に協力するものとする。

試験研究機関等は、収集したデータの解析を行うとともに、放流効果実証段階にある魚種については、その成果を速やかに還元し、より効率的な種苗放流、資源管理手法の検討を進めることとする。

4 資源の育成・管理

放流した種苗が適切な大きくなるまで天然資源と合わせて保護管理に努め、漁業関係者が相互の合意のもとに自主的な資源管理措置を講じられるよう指導するとともに、漁業の新たな担い手確保や漁業操業形態の改善等により、資源の合理的な利用を促進するものとする。

また、遊漁関係者に対してもこれらの措置に対する理解を求め、協力を要請するものとする。

なお、採捕制限等について必要な場合には、茨城海区漁業調整委員会の指示又は茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）の一部改正について検討するものとする。

5 他施策等との調整

水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重するとともに、関係機関との連携に十分配慮するものとする。

第2 種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流並びにその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚類 すずき ひらめ そい類

貝類 えぞあわび（以下「あわび」という。）

ちょうせんはまぐり（以下「鹿島灘はまぐり」という。）

第 3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成26年度において、第2に掲げる水産動物の種苗の生産・放流数量及び生産・放流時の大きさの目標は、次のとおりとする。

水産動物名	生産・放流数量	生産・放流時の大きさ
すずき	200千尾	全長 30mm
ひらめ	850千尾	全長 100mm
そい類	20千尾	全長 30mm
あわび	300千個	殻長 35mm
鹿島灘はまぐり	10,000千個	殻長 2 mm

第 4 放流効果の実証事業に関する事項

放流による経済効果の実証事業は、試験研究機関との連携のもとに財団法人茨城県栽培漁業協会（以下「協会」という。）が主体となり実施するものとし、その指標は以下のとおりとする。

1 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物の種類

魚種 ひらめ

2 放流効果実証事業に関する指標

区分	事業に関する指標
魚 種	ひらめ
放流尾数	850千尾
放流時期	8月下旬から11月下旬まで
放流時の大きさ	全長100mm
放流魚の成長の助長に関する協力の要請内容	茨城県ひらめ資源管理計画に基づく保護区域・保護期間の設定、小型魚の採捕禁止等の取り組みにより、放流魚の保護を図る。
経済効果の把握に関する事項	市場における採捕状況等のデータ収集を行う。
経済効果の普及方法	協会の機関誌、ホームページ、関係会議等により、放流効果に関する情報を関係者等に提供し、経済効果の普及に努める。

第 5 特定水産動物育成事業に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、栽培漁業として普及したもの及び第4の放流効果実証事業を実施して経済効果が明らかになったものについて、漁業関係者が主体となって実施する栽培漁業に移行できるよう努めるものとし、必要に応じて特定水産動物育成事業の実施について検討するものとする。

第 6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

第2に掲げた水産動物のうち、技術開発段階にあるものについては、種苗の計画的な生産及び放流が可能となるよう、技術開発を進めるものとし、事業化実証段階又は事業実施段階にあるものについても、種苗の質的向上を一層図るとともに、生産技術の安定化や低コスト化に必要な技術開発に努めるものとする。さらに、第2に掲げるものの他、海域の特性、漁業実態、生態、経済性等から将来の栽培対象水産動物の導入を検討する。

なお、種苗生産過程で得られた技術については、養殖業を振興する上でも有益な技術であることから、必要に応じ、養殖技術への有効活用を図ることとする。

1 種苗生産の技術水準の目標

水槽容量1立方メートル当たり又は水槽床面積1平方メートル当たりの水産動物の種苗生産の技術水準の目標は、次の表のとおりとする。

水産動物名	単位当たり生産尾数	種苗の大きさ	種苗生産回数
すずき	3,000尾／㎡	全長 30mm	1 回／年
ひらめ	800尾／㎡	全長 100mm	1 回／年
そい類	3,000尾／㎡	全長 30mm	1 回／年
あわび	1,000個／㎡	殻長 35mm	1 回／年
鹿島灘はまぐり	50,000個／㎡	殻長 2mm	1 回／年

2 解決すべき技術開発上の問題点

水産動物の種類別の技術開発上の問題点及びその解決方法は、次のとおりとする。

（すずき）

ア 種苗生産

- （ア）形態異常魚発生防止技術の確立
- （イ）医薬品に頼らない疾病防止技術の確立

イ 放流

- （ア）潟沼への適正放流量を検討するための天然稚魚のモニタリング
- （イ）放流効果を把握するための市場におけるモニタリング

（ひらめ）

ア 種苗生産

- （ア）放流種苗の遺伝的多様性の保持
- （イ）放流サイズまでの体色の黒化防除技術の確立
- （ウ）コスト低減のための生産技術の改善
- （エ）医薬品に頼らない疾病防止技術の確立

（そい類）

ア 種苗生産

- （ア）安定生産を図るための親魚養成及び仔稚魚育成技術の開発

（あわび）

ア 種苗生産

- （ア）より効率的な生産体制の確立

イ 放流

- （ア）より効果的な放流方法の検討と漁業者への普及
- （イ）藻場の分布や未利用漁場の把握

（鹿島灘はまぐり）

ア 種苗生産

- （ア）細菌対策の徹底や新たな技術の導入による浮遊幼生と沈着初期稚貝の生残率の向上
- （イ）放流後の種苗の生残を向上させるための種苗の早期育成技術の開発
- （ウ）放流後の種苗の生残を向上させるための大型種苗育成技術の開発

イ 放流

- （ア）放流後の種苗の生残を向上させるための種苗の早期放流技術の開発
- （イ）放流適期、場所、数量、方法、放流時の適正サイズについての検討
- （ウ）放流貝及び天然貝の季節的な移動や分布等の生態の解明

3 技術開発水準の到達すべき段階

水産動物の種類別技術開発水準の到達すべき段階は、次の表のとおりとする。

水産動物名	基準年における平均的 技術開発段階	目標年における開発段階
すずき	D	E
ひらめ	E	F
そい類	A	B
あわび	F	F
鹿島灘はまぐり	C	D

(注)

- A（新技術開発期）：種苗生産の基礎的な技術開発を行う。
- B（量産技術開発期）：種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。
- C（放流技術開発期）：種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D（事業化検討期）：対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F（事業実施期）：持続的な栽培漁業が成立する。

第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

水産動物の種苗の放流後における育成、分布及び採捕に係る調査研究を推進し、栽培漁業を計画的に進める上で必要な基礎的知識の集積を図り、放流技術の向上と放流による増殖効果の発現及び向上に努めることとする。

- 1 種苗の放流後の育成、分布及び採捕状況を調査するとともに、種苗の放流による増殖効果を分析するため、種苗には必要に応じて適切な標識を付して放流することとする。
- 2 放流効果調査は、技術開発段階にある水産動物については試験研究機関が、放流効果の実証段階にある水産動物については試験研究機関と協会が連携して行うものとし、漁協、漁業者、遊漁関係者は、放流水産動物の採捕状況等のデータ収集等に積極的に協力するものとする。
- 3 調査の結果については、機関誌、ホームページ、関係会議等により、漁協、漁業者、遊漁関係者等に積極的に広報するものとする。

第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びにその育成に関し必要な事項

- 1 この基本計画に基づく栽培漁業の一層の推進を図るため、県、市町村、漁業協同組合及びその連合会、遊漁関係者等を構成員とする茨城県栽培漁業・資源管理推進協議会を開催し、事業の計画や調査の成果等について協議するものとする。
- 2 栽培漁業の円滑な推進を図るため、漁獲後の流過程においても、課題の改善に取り組むとともに、県民の栽培漁業に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 関係市町村及び漁業系統団体は、県及び協会と連携し、漁業者等に対し、栽培漁業に関する必要な指導と援助を行うよう努めるものとする。
- 4 漁業協同組合は、地域栽培漁業の実践主体として、放流に積極的に取り組むとともに効果調査への協力及び放流後の資源管理についての合意形成とその実行に努めるものとする。

- 5 この計画の推進に当たっては、国、独立行政法人水産総合研究センター、都道府県、社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の関係機関と密接な連携のもとに種苗生産、放流等の栽培漁業に係る技術開発、情報の収集、分析等を行い、栽培漁業の効率的な展開に資するものとする。
- 6 種苗生産施設等が老朽化しているなか、種苗生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新等に努めることとする。

茨城県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年6月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 尾崎境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市尾崎字殿山4314番15から 古河市江口字新三郎521番1地先まで	旧（A）	最大 12.0 最小 8.0	194	
	新（A＋B）	最大 47.0 最小 8.0	194	現 道 拡 幅
古河市江口字新三郎521番1地先から 古河市恩名字古屋敷1283番17地先まで	旧（C）	最大 12.0 最小 6.5	1,463	
古河市江口字新三郎521番1地先から 古河市恩名字古屋敷1283番17地先まで	新（C）	最大 12.0 最小 6.5	1,463	バイパス新設
古河市江口字新三郎521番1地先から 古河市恩名字古屋敷1270番2まで	新（D）	最大 58.0 最小 17.0	1,430	

茨城県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年6月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 354号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
銚田市大蔵字辻前722番4地先から 銚田市大蔵字久右衛門山232番3地先まで	旧	最大 23.8	581	
		最小 16.5		
		最大 15.0	553	
		最小 6.0		
	新 (A)	最大 23.8	581	旧 道 移 管
		最小 16.5		

茨城県告示第737号

茨城県港湾施設管理条例第18条の7の規定により、茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち大洗海浜公園の駐車場の利用に関し利用料金を納付しなければならない期間及び時間を次のとおり定める。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 期間

平成22年7月17日(土)から平成22年8月22日(日)まで37日間

2 時間

- ① 月、火、水、木及び金曜日については午前6時から午後3時まで
- ② 土及び日曜日については午前5時から午後3時まで
- ③ 大洗町観光協会及び大洗町商工会が主催し、大洗サンビーチにて行う大洗海上花火大会実施日(平成22年7月31日(土)(雨天順延))については午前5時から午後8時まで

茨城県告示第738号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、ひたちなか市六ツ野土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同法同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	荒 井 文 雄	ひたちなか市大字中根4861番地の13
理 事	八 卷 一 也	〃 東石川1306番地の2
理 事	小 野 徳 榮	〃 中根4881番地の4
理 事	長 洲 辰 夫	〃 中根4827番地の10
理 事	佐 藤 政 守	〃 東石川3378番地の44
理 事	百 瀬 真 一	〃 中根4820番地の6
理 事	根 本 稔	〃 中根4928番地の14
理 事	鈴 木 勝太郎	〃 中根4835番地の7
理 事	阿 部 常 利	〃 中根4853番地
理 事	白 坂 昌 重	〃 東石川1305番地の17

茨城県告示第739号

水戸市中河内町958番地の1に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 寛	那珂郡東海村村松3355番地

茨城県告示第740号

平成17年 5 月27日付け稲土改指令第 9 号をもって認可のあった、新利根川土地改良区が行う平川第 2 地区土地改良事業については、平成20年 3 月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

茨城県告示第741号

平成18年 9 月 7 日付け稲土改指令第 3 号をもって認可のあった、新利根川土地改良区が行う元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進事業）流作地区については、平成21年 3 月19日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

茨城県告示第742号

平成19年 6 月13日付け稲土改指令第 2 号をもって認可のあった、豊田新利根土地改良区が行う元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進事業）布川地区については、平成22年 3 月19日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び同条第 4 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることのできる施設の指定を次のとおり行った。

平成22年 6 月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	稲敷地方広域市町村圏事務組合立 養護老人ホーム松風園	稲敷市浮島5020－1
老人ホーム	株式会社 いっしん 介護付有料老人ホーム ハートワン土浦	土浦市天川1－18－80
老人ホーム	株式会社 いっしん 介護付有料老人ホーム ハートワン神立	かすみがうら市稲吉2－18－15
老人ホーム	株式会社 いっしん 介護付有料老人ホーム ハートワン小川	小美玉市野田1339－1

2 指定年月日 平成22年6月1日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年7月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちなか交友館まどか

3 代表者の氏名

渡 辺 隆 生

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市二の宮4丁目8番地3 4棟403号

5 従たる事務所

茨城県つくば市北条51番地1

6 定款に記載された目的

この法人は、地域において、介護・見守りが必要な若年性認知症と診断された患者で、介護保険によるサービスを受けられない者もしくは受けたくない者、放課後活動の支援が必要な義務教育期間の児童生徒、各種福祉サービスを利用することで健全な日常生活が送れる者、または介護保険サービスを利用するためにケアプランの作成を希望する者及びその家族に対し、所要の支援サービスと情報提供を行うことにより、本人及び家族の健全な生活を支援し、もって地域住民との共存を図るとともに地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年7月27日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 仙文化センター

（設立認証：平成19年5月9日、設立：平成19年5月18日）

3 代表者の氏名

牧 野 すみ子

4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市東大島4丁目3番14号

5 定款に記載された目的

この法人は、国内外の物心両面の援助を必要とする人々に対して、チャリティー活動等を通じてそのニーズに応える具体的な支援や文化交流事業を行い、もって国際的な文化・芸術・人的交流と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年7月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひと・まちなつとわーく

（設立認証：平成21年6月24日、設立：平成21年7月13日）

3 代表者の氏名

小 野 起 玄

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市末広町三丁目7-13

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県内の個人及び団体に対して、生涯学習・社会教育に関する各種の活動を行うことによって、

県民の様々な学習活動の手助けや環境整備をするとともに、茨城県の生涯学習・社会教育の更なる発展に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年8月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県断酒つくばね会

（設立認証：平成14年2月25日、設立：平成14年3月4日）

3 代表者の氏名

沼 田 秋 雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市上柏田2丁目18番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県に於いて、アルコール依存症に関する啓蒙を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止に努めると共に、自らの意志により断酒生活を実行しようとする者の社会性回復の促進を図り、もって広く保健、社会福祉に寄与することを目的とする。

●鳥獣保護区の変更（拡大）について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により指定した鳥獣保護区を変更したいので、法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。また、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該鳥獣保護区を変更しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 鳥獣保護区の名称

新治鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

土浦市内県道つくば・千代田線と土浦市道新治中地区716号線との交点を起点とし、同所から同県道を東へ進み、市道中地区218号線との交点に至り、同市道を南東へ進み、県道小野土浦線と市道新治中地区720号線交点を南東に

進み、市道中地区Ⅱ－3号線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道新治中地区Ⅱ－5号線との交点に至り、同市道を北東へ進み、市道新治中地区Ⅰ－5号線との交点に至り、同市道を南へ進み、市道新治中地区78号線に至り、同市道を西へ進み、県道小野・土浦線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道新治中地区Ⅰ－7号線との交点に至り、同市道を西へ進み、市道新治中地区Ⅰ－2号線との交点に至り、同市道を南東に進み、国道125号バイパスとの交点に至り、同国道を西南へ進み、市道新治南地区715号との交点に至り、同市道を北へ進み、市道新治中地区Ⅰ－1号線との交点に至り、同市道を北へ進み、市道新治中地区716号線との交点に至り、同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成29年10月31日までの7年間

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の変更目的

当保護区は、土浦市の北西部及び筑波山の南東部に位置し、農耕地の間に林地が入り組んでおり、森林はマツ林、雑木林が多く森林鳥獣の生息適地として昭和43年に設定された。当保護区の西側にあたる農耕地も同様にマツ林、雑木林などの森林が多く森林鳥獣の生息地に適していることから、今回区域を拡大し、より積極的な鳥獣の保護を図るものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県県南県民センター環境・保安課

土浦市産業部農林水産課

6 縦覧期間

平成22年6月10日から平成22年6月23日まで

●特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、法第29条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別保護地区の名称

筑波山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

水郷筑波国立公園の特別保護地区の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日までの10年間

4 当該特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は筑波山山頂の南側に位置し、水郷筑波国定公園の特別保護地区を含む豊かな自然が残されており、ブナやミズナラの森林が見られるなど、多くの野生鳥獣の生息環境に適している。このため、森林鳥獣の保護繁殖を図る地域として特別保護地区に指定する。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県県南県民センター環境・保安課

つくば市環境生活部環境政策課

6 縦覧期間

平成22年6月10日から平成22年6月23日まで

●特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、法第29条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別保護地区の名称

御前山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

国有林水戸事業区30林班い・ろ・は小班の全部

3 特別保護地区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日までの10年間

4 当該特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は御前山を中心に位置し、御前山県立自然公園第1種特別地域に指定されるなど、豊かな自然が残されている。森林には、アカシデ・シラカン・ケヤキをはじめ多くの樹木が生育し、下層にも多くの植物が生育しているところから、変化に富んだ地形と相まって、多くの野生鳥獣の生息環境に適している。このため、森林鳥獣の保護繁殖を図る地域として特別保護地区に指定する。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県総務部地域支援局県民センター総室県央環境保全室

城里町産業振興課

6 縦覧期間

平成22年 6 月10日から平成22年 6 月23日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市平野字平野1800番731, 同番822, 同番823, 同番824, 同番825, 同番826, 同番827, 同番828, 同番829

2 事業主の住所及び氏名

那珂市瓜連507番地

有限会社ユー・インターナショナル 代表取締役 宇佐見 武 勝

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字西荒工607番48, 同番50

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字舟石川610番地 8, 610番地 9

福 地 賢 一, 福 地 愛 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市上出島字北原27番 3, 同番 4, 同番 5, 同番49, 同番58

2 事業主の住所及び氏名

坂東市岩井3530番地 1（藤田住宅 G 棟402号）

北 村 明 士

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市中里字向地前883番 3

2 事業主の住所及び氏名

坂東市中里883番地 2

染 谷 昌 宏

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字川妻字岩屋堂231番 1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡五霞町大字川妻290番地 1

板 橋 宇 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字伏木字鉦浦1259番13, 同番20

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字伏木1162番地 2

佐怒賀 美 樹

●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県聴聞規則（平成6年茨城県規則第82号）第9条の規定により公告する。

平成22年6月10日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 大 川 雅 登

- 1 聴聞事項 霞ヶ浦北浦海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

- 2 期 日 平成22年6月17日（木）

9時00分から15時30分まで

- 3 場 所 茨城県土浦市真鍋5丁目17番地26号

茨城県土浦合同庁舎3階第2会議室

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

走査型電子顕微鏡 一式

- (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

平成22年12月10日

- (4) 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方162番地 1

いばらき量子ビーム研究センター 1階 C102室

- (5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、2回とする。

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、3(1)に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けるが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

＜申請書の入手、提出及び問合せ先＞

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局 会計第二課 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企画部科学技術振興課

電話 029-301-2532

(2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成22年7月12日までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

4 入札参加資格等の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札仕様書に2(4)及び(5)に係る証明書を添付して、3(1)に示す場所に平成22年7月13日午前11時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。

(3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

平成22年 7 月22日 午前10時00分 茨城県庁入札室 1 (茨城県庁行政棟 1 階)

(郵送による入札の場合は、平成22年 7 月21日午後 5 時までに 3(1)に示す場所に必着のこと。)

(2) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 5(1)に示す場所において行う。

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(4) 入札時点において 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Scanning electron microscope system.

(2) Time limit for tender :

5:00 PM, 21 July 2010 in case of by mail

10:00 AM, 22 July 2010 in case of by hand

(3) Contact point for the notice :

Science and Technology Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年6月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 競争入札に付する事項

(1) 製造物品及び数量

茨城県材料構造解析装置に係る T0チョッパー 一式

(2) 製造物品の特質等

製造物品の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年9月30日

ただし、製造の期限は平成23年3月31日とする。

(4) 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方白根2-4

独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所

J-PARC センター 物質・生命科学実験施設内

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、2回とする。

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に提出し、資格を有する者としての決定を受けること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局 会計第二課 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

- (5) 製造物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所，入札書の交付場所，契約条項を示す場所及び問合せ先

〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企画部科学技術振興課

電話 029－301－2532

- (2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成22年7月12日までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加資格確認申請書及び入札仕様書に2(4)及び(5)に係る証明書を添付して，3(1)に示す場所に平成22年7月13日午前11時までに提出しなければならない。

なお，提出した書類について説明を求められたときは，これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格等の確認の結果は，一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
- (3) 前項により不適合の通知を受けた者は，この一般競争入札に参加できない。

5 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

平成22年7月22日 午前10時30分 茨城県庁入札室1（茨城県庁行政棟1階）

（郵送による入札の場合は，平成22年7月21日午後5時までに3(1)に示す場所に必着のこと。）

- (2) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに5(1)に示す場所において行う。

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね，又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか，指示した条件に違反して入札したとき

- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は，無効とする。
- (3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても，資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は，無効とする。
- (4) 入札時点において 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は，無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Ibaraki materials Design Diffractometer t0 chopper system.
- (2) Time limit for tender :
5:00 PM, 21 July 2010 in case of by mail
10:30 AM, 22 July 2010 in case of by hand
- (3) Contact point for the notice :
Science and Technology Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

●入札公告

総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

なお，この公示に係る調達は，1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 6 月10日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 飯 村 芳 行

1 担当事務所

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

（電話）029-823-1621

2 調達内容等

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量
茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等
茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長が，入札説明書で指定する。

(3) 履行期間

平成22年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで

(4) 履行場所

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号外 茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設

3 入札参加形態

入札参加者は、単独企業とする。

4 入札参加資格要件

入札公告の日から開札の時までの間、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類18（施設・設備等の保守管理）の小分類2（下水道処理施設維持管理）に登録されている者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
- (6) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に1年以上継続して、次の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること（共同企業体としての受託実績は、代表者としての実績であるものに限る。）。

ア 日最大50,000m³以上の標準活性汚泥法処理施設又は同等以上の水処理施設

イ 高度処理施設（循環式硝化脱窒法等の生物学的窒素除去及びリン除去施設を有するものをいう。）

ウ 汚泥処理施設（遠心脱水機又は回転加圧脱水機）

エ 焼却能力50t/日以上の汚泥焼却施設（流動床焼却炉）

オ 中継ポンプ場（マンホールポンプ場合む。）

カ 幹線管渠

- (7) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者1名を専任で配置することができること。
- (8) 次に掲げる資格（同等以上のものを含む）を有する者を1名以上配置することができること。

ア 危険物取扱者乙種第四類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ 特定化学物質作業主任者

エ 第一種電気工事士

オ 有機溶剤作業主任者

カ ガス溶接技能講習修了者

キ 玉掛け技能講習修了者

ク クレーン運転業務特別教育修了者

ケ ショベルローダー等運転技能講習修了者

- (9) 業務の従事者については、入札説明書に添付する一般仕様書に定める別紙1に示す資格・経験を有する者を選任でき、かつ別紙2に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置（次号の期間を含む。）できること。
- (10) 履行期間開始前1か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

5 入札参加資格の審査

入札参加希望者は、入札説明書に定める書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

おって、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができる者と認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年6月21日（月）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(2) 入札参加資格の喪失

入札参加者は、入札執行日までにおいて、4に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札参加者の資格を失うものとする。

6 入札説明書の交付

(1) 交付期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 1の担当事務所に同じ。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札方法

本入札は、総合評価一般競争入札により行うものであるため、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める技術提案書を提出しなければならない。技術提案書の書式、部数等については入札説明書による。

(2) 入札書及び技術提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成22年7月1日（木）から平成22年7月21日（水）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年7月21日（水）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(3) 開札の日時・場所

平成22年8月9日（月）正午

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 中会議室3

8 落札者の決定方法

入札参加者から入札書と技術提案書の提出を受け、別記の落札者決定基準により、茨城県財務規則（平成5年茨城県財務規則第15号）第146条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格及び技術提案書の提案内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が

されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、技術提案書に係る評価は、茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所に設置する「茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所維持管理業務委託総合評価審査委員会」において行う。

9 低入札価格調査基準価格の設定

入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当である入札を排除するため、政令第167条の10第1項に基づき低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

10 入札書の無効

入札書において、次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 本公告及び入札説明書に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 本公告及び入札説明書に示す提出書類に虚偽の記載を行った者がした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 茨城県財務規則第148条各号又は入札説明書に定める事項のいずれかに該当する場合の入札

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
The operation and management of the Kasumigaura Kohoku Regional sewerage 1 set
- (2) Contract period: From October 1, 2010 to September 30, 2013
- (3) Period of application for tendering : From June 10, 2010 to June 21, 2010 ,
9:00 A.M. to 5:00 P.M. except Saturday , Sunday and national holidays
- (4) Period of tender : From July 1, 2010 to July 21, 2010 , 9:00A.M. to 5:00P.M.
except Saturday , Sunday and national holidays
- (5) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Kasumigaura Regional Sewerage Office,
2-8-1, Kohoku, Tsuchiura-shi, Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

【別記】「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設維持管理業務を委託する上で最適な落札者を選定するため総合評価一般競争入札方式を採用し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術評価点（提案内容の評価

による点数）と価格評価点（入札価格の評価による点数）を合算した総合評価点が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とするところがあるので、留意すること。

2 評価の方法

(1) 提案内容の評価

「技術評価点」は、技術提案書に基づいて、4の「技術提案書の評価項目及び配点」により評価し、105点を満点とする。

なお、技術提案書の評価項目のいずれかに記載がない場合は選定の対象外とする。

(2) 入札価格の評価

「価格評価点」は、入札書に基づき、最も低い入札価格を提示した入札者を満点の35点とし、その他の者については、次の数式により算出する。

価格評価点 = 35点 × (最低入札価格 / 当該入札価格) (小数点第2位を四捨五入)

(3) 総合評価点

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計を「総合評価点」とする。

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

総合評価点の最も高い提案を行った者を落札者とする。

(2) 総合評価点が高い者が2人以上ある場合の落札者の決定方法

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも異なる場合は、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格が異なる場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

4 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

(別紙)

○技術提案書の評価項目及び配点

評 価 項 目			配点
大項目	中 項 目	小 項 目	
I. 実績 及び 体制	①下水道処理施設の維持管理実績	・下水道処理施設（水処理・脱水・焼却）の受託実績について評価する。	25
	②運転管理体制	・本委託業務を安全確実に遂行する体制（人員配置、有資格者配置、勤務体制等）について評価する。	

Ⅱ. 運 転 操 作 管 理 業 務 の 提 案	①運転操作監視業務の考え方	・ 水処理施設、汚泥処理施設等の運転操作・監視に関する計画等について評価する。	20
	②水質試験及び管理業務の考え方	・ 法定試験項目・頻度等を基本とした水質試験及び管理業務の考え方を評価する。	
	③薬品及び燃料の調達・管理業務の考え方	・ 薬品（高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、次亜塩素酸ナトリウム等）及び燃料（A 重油等）の調達方法、管理業務の考え方について評価する。	
Ⅲ. 保 守 点 検 業 務 の 提 案	①保守点検業務の考え方	・ 設備機能維持確保に関する計画等について評価する。	20
	②幹線管渠の巡視の考え方	・ 巡視計画等について評価する。	
	③小規模修繕業務の考え方	・ 補修の考え方及び体制等について評価する。	
Ⅳ. 危 機 管 理 ・ 環 境 負 荷 低 減 ・ コ ス ト 縮 減 の 提 案	①危機管理・異常時の考え方	・ 災害時、異常時等の緊急時における対応について評価する。	30
	②環境への負荷の低減の考え方	・ 環境負荷低減策等について評価する。	
	③コスト縮減の考え方	・ 本委託業務のコスト縮減方策について評価する。	
	④その他会社の特長	・ 人材育成計画等、配置者の資質向上策について評価する。	
V. 個 別 課 題 の 提 案	異なる水処理方式（高度処理 4 種類）での効率的な維持管理について	・ 当該施設の特性を把握し、提案について評価する。	10
計			105

●入札公告

総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この公示に係る調達は、1994年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 6 月10日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 飯 村 芳 行

1 担当事務所

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

（電話）029-823-1621

2 調達内容等

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

茨城県霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

(2) 調達する特定役務の特質等

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長が、入札説明書で指定する。

(3) 履行期間

平成22年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで

(4) 履行場所

茨城県潮来市日の出 8-28-1 外 茨城県霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設

3 入札参加形態

入札参加者は、単独企業とする。

4 入札参加資格要件

入札公告の日から開札の時までの間、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類18（施設・設備等の保守管理）の小分類2（下水道処理施設維持管理）に登録されている者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
- (6) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に1年以上継続して、次の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること（共同企業体としての受託実績は、代表者としての実績であるものに限る。）。

ア 日最大10,000m³以上の標準活性汚泥法処理施設又は同等以上の水処理施設

イ 高度処理施設（循環式硝化脱窒法等の生物学的窒素除去及びリン除去施設を有するものをいう。）

ウ 汚泥処理施設（汚泥消化槽及び遠心脱水機）

エ 中継ポンプ場（マンホールポンプ場含む。）

オ 幹線管渠

- (7) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者1名を専任で配置することができること。

- (8) 次に掲げる資格（同等以上のものを含む）を有する者を1名以上配置することができること。

ア 危険物取扱者乙種第四類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ 特定化学物質作業主任者

エ 第一種電気工事士

オ 有機溶剤作業主任者

カ ガス溶接技能講習修了者

キ 玉掛け技能講習修了者

- (9) 業務の従事者については、入札説明書に添付する一般仕様書に定める別紙1に示す資格・経験を有する者を選任でき、かつ別紙2に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置（次号の期間を含む。）できること。

- (10) 履行期間開始前1か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

5 入札参加資格の審査

入札参加希望者は、入札説明書に定める書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

おって、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行できると認められた者に限り入札に参加で

きるものとする。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年6月21日（月）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(2) 入札参加資格の喪失

入札参加者は、入札執行日までにおいて、4に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札参加者の資格を失うものとする。

6 入札説明書の交付

(1) 交付期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 1の担当事務所に同じ。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札方法

本入札は、総合評価一般競争入札により行うものであるため、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める技術提案書を提出しなければならない。技術提案書の書式、部数等については入札説明書による。

(2) 入札書及び技術提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成22年7月1日（木）から平成22年7月21日（水）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年7月21日（水）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(3) 開札の日時・場所

平成22年8月9日（月）午後5時

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 中会議室3

8 落札者の決定方法

入札参加者から入札書と技術提案書の提出を受け、別記の落札者決定基準により、茨城県財務規則（平成5年茨城県財務規則第15号）第146条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格及び技術提案書の提案内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる

おそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、技術提案書に係る評価は、茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所に設置する「茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所維持管理業務委託総合評価審査委員会」において行う。

9 低入札価格調査基準価格の設定

入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当である入札を排除するため、政令第167条の10第1項に基づき低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

10 入札書の無効

入札書において、次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 本公告及び入札説明書に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 本公告及び入札説明書に示す提出書類に虚偽の記載を行った者がした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 茨城県財務規則第148条各号又は入札説明書に定める事項のいずれかに該当する場合の入札

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
The operation and management of the Kasumigaura Suigou Regional sewerage 1 set
- (2) Contract period : From October 1 , 2010 to September 30 , 2013
- (3) Period of application for tendering : From June 10 , 2010 to June 21 , 2010 ,
9:00A.M. to 5:00P.M. except Saturday , Sunday and national holidays
- (4) Period of tender : From July 1 , 2010 to July 21 , 2010 , 9:00A.M. to 5:00 P.M. except Saturday , Sunday and national holidays
- (5) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Kasumigaura Regional Sewerage Office,
2-8-1, Kohoku, Tsuchiura-shi, Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

【別記】「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

茨城県霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設維持管理業務を委託する上で最適な落札者を選定するため総合評価一般競争入札方式を採用し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術評価点（提案内容の評価による点数）と価格評価点（入札価格の評価による点数）を合算した総合評価点が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがあるので、留意すること。

2 評価の方法

(1) 提案内容の評価

「技術評価点」は、技術提案書に基づいて、4の「技術提案書の評価項目及び配点」により評価し、105点を満点とする。

なお、技術提案書の評価項目のいずれかに記載がない場合は選定の対象外とする。

(2) 入札価格の評価

「価格評価点」は、入札書に基づき、最も低い入札価格を提示した入札者を満点の35点とし、その他の者については、次の数式により算出する。

価格評価点 = 35点 × (最低入札価格 / 当該入札価格) (小数点第2位を四捨五入)

(3) 総合評価点

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計を「総合評価点」とする。

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

総合評価点の最も高い提案を行った者を落札者とする。

(2) 総合評価点が高い者が2以上ある場合の落札者の決定方法

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも異なる場合は、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格が異なる場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、この場合において、当該者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

4 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

(別紙)

○技術提案書の評価項目及び配点

評 価 項 目			配点
大項目	中 項 目	小 項 目	
I. 実績 及び 体制	①下水道処理施設の維持管理実績	・下水処理施設（水処理・消化・脱水）の受託実績について評価する。	25
	②運転管理体制	・本委託業務を安全確実に遂行する体制（人員配置、有資格者配置、勤務体制等）について評価する。	

Ⅱ. 運 転 操 作 管 理 業 務 の 提 案	①運転操作監視業務の考え方	・ 水処理施設、汚泥処理施設等の運転操作・監視に関する計画等について評価する。	20
	②水質試験及び管理業務の考え方	・ 法定試験項目・頻度等を基本とした水質試験及び管理業務の考え方を評価する。	
	③薬品及び燃料の調達・管理業務の考え方	・ 薬品（高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、次亜塩素酸ナトリウム等）及び燃料（A 重油等）の調達方法、管理業務の考え方について評価する。	
Ⅲ. 保 守 点 検 業 務 の 提 案	①保守点検業務の考え方	・ 設備機能維持確保に関する計画等について評価する。	20
	②幹線管渠の巡視の考え方	・ 巡視計画等について評価する。	
	③小規模修繕業務の考え方	・ 補修の考え方及び体制等について評価する。	
Ⅳ. 危 機 管 理 ・ 環 境 負 荷 低 減 ・ コ ス ト 縮 減 の 提 案	①危機管理・異常時の考え方	・ 災害時、異常時等の緊急時における対応について評価する。	30
	②環境への負荷の低減の考え方	・ 環境負荷低減策等について評価する。	
	③コスト縮減の考え方	・ 本委託業務のコスト縮減方策について評価する。	
	④その他会社の特長	・ 人材育成計画等、配置者の資質向上策について評価する。	
V. 個 別 課 題 の 提 案	水処理における高度処理施設の適切な維持管理について	・ 当該施設の特性を把握し、提案について評価する。	10
計			105

●入札公告

総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この公示に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年6月10日

茨城県利根流域下水道事務所長 近 藤 一 夫

1 担当事務所

茨城県利根流域下水道事務所

〒300-1622

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

（電話）0297-68-3301

2 調達内容等

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

茨城県霞ヶ浦常南流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

(2) 調達する特定役務の特質等

茨城県利根流域下水道事務所長が、入札説明書で指定する。

(3) 履行期間

平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 履行場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割 茨城県霞ヶ浦常南流域下水道処理施設

3 入札参加形態

入札参加者は、単独企業とする。

4 入札参加資格要件

入札公告の日から開札の時までの間、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類18(施設・設備等の保守管理)の小分類2(下水道処理施設維持管理)に登録されている者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
- (6) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に1年以上継続して、次の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること（共同企業体としての受託実績は、代表者としての実績であるものに限る。）。

ア 日最大50,000㎡以上（標準活性汚泥法又は同等以上の処理法）の水処理施設

イ 汚泥処理施設（遠心濃縮機及び遠心脱水機）

ウ 焼却能力50t/日以上

エ 流動床式汚泥焼却施設

オ 中継ポンプ場（マンホールポンプ場を含む。）

カ 幹線管渠

- (7) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者1名を専任で配置することができること。
- (8) 次に掲げる資格（同等以上のものを含む）を有する者を1名以上配置することができること。

ア 危険物取扱者乙種第四類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ 特定化学物質作業主任者

エ 第一種電気工事士

オ ガス溶接技能講習修了者

カ 玉掛け技能講習修了者

キ 二級ボイラー技士

ク 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習修了者

ケ クレーン運転特別教育終了者

コ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- (9) 業務の従事者については、入札説明書に添付する一般仕様書に定める別紙1に示す資格・経験を有する者を選任でき、かつ別紙2に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置（次号の期間を含む。）できること。
- (10) 履行期間開始前1か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

5 入札参加資格の審査

入札参加希望者は、入札説明書に定める書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

おって、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年6月21日（月）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(2) 入札参加資格の喪失

入札参加者は、入札執行日までにおいて、4に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札参加者の資格を失うものとする。

6 入札説明書の交付

(1) 交付期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 1の担当事務所に同じ。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札方法

本入札は、総合評価一般競争入札により行うものであるため、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める技術提案書を提出しなければならない。技術提案書の書式、部数等については入札説明書による。

(2) 入札書及び技術提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成22年7月1日（木）から平成22年7月21日（水）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年7月21日（水）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(3) 開札の日時・場所

平成22年8月11日（水）正午

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 中会議室 3

8 落札者の決定方法

入札参加者から入札書と技術提案書の提出を受け、別記の落札者決定基準により、茨城県財務規則（平成5年茨

城県財務規則第15号）第146条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格及び技術提案書の提案内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、技術提案書に係る評価は、茨城県利根流域下水道事務所に設置する「茨城県利根流域下水道事務所維持管理業務委託総合評価審査委員会」において行う。

9 低入札価格調査基準価格の設定

入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当である入札を排除するため、政令第167条の10第1項に基づき低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

10 入札書の無効

入札書において、次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 本公告及び入札説明書に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 本公告及び入札説明書に示す提出書類に虚偽の記載を行った者がした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 茨城県財務規則第148条各号又は入札説明書に定める事項のいずれかに該当する場合の入札

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
The operation and management of the Kasumigaura Jyonan Regional sewerage 1 set
- (2) Contract period : From October 1 , 2010 to September 30 , 2013
- (3) Period of application for tendering : From June 10 , 2010 to June 21 , 2010 ,
9:00 A.M. to 5:00 P.M. except Saturday , Sunday and national holidays
- (4) Period of tender : From July 1 , 2010 to July 21 , 2010 , 9:00 A.M. to 5:00 P.M. except Saturday , Sunday and national holidays
- (5) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Tone Regional Sewerage Office,
3banwari, Fukawa ,Tone-machi, Kitasouma District, Ibaraki Prefecture,
300-1622 Japan.
TEL 0297-68-3301

【別記】「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

茨城県霞ヶ浦常南流域下水道処理施設維持管理業務を委託する上で最適な落札者を選定するため総合評価一般競争入札方式を採用し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術評価点（提案内容の評価による点数）と価格評価点（入札価格の評価による点数）を合算した総合評価点が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがあるので、留意すること。

2 評価の方法

(1) 提案内容の評価

「技術評価点」は、技術提案書に基づいて、4の「技術提案書の評価項目及び配点」により評価し、105点を満点とする。

なお、技術提案書の評価項目のいずれかに記載がない場合は選定の対象外とする。

(2) 入札価格の評価

「価格評価点」は、入札書に基づき、最も低い入札価格を提示した入札者を満点の35点とし、その他の者については、次の数式により算出する。

価格評価点 = 35点 × (最低入札価格 / 当該入札価格) (小数点第2位を四捨五入)

(3) 総合評価点

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計を「総合評価点」とする。

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

総合評価点の最も高い提案を行った者を落札者とする。

(2) 総合評価点が最も高い者が2以上ある場合の落札者の決定方法

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも異なる場合は、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格が異なる場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

4 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

(別紙)

○技術提案書の評価項目及び配点

評 価 項 目			配点
大項目	中 項 目	小 項 目	
Ⅰ. 実績及び体制	①下水道処理施設の維持管理実績	・下水道処理施設（水処理・脱水・焼却）の受託実績について評価する。	25
	②運転管理体制	・本委託業務を安全確実に遂行する体制（人員配置、有資格者配置、勤務体制等）について評価する。	
Ⅱ. 運転操作管理業務	①運転操作監視業務の考え方	・水処理施設、汚泥処理施設等の運転操作・監視に関する計画等について評価する。	20
	②水質試験及び管理業務の考え方	・法定試験項目・頻度等を基本とした水質試験及び管理業務の考え方を評価する。	
	③薬品及び燃料の調達・管理業務の考え方	・薬品（高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、次亜塩素酸ナトリウム等）及び燃料（A 重油等）の調達方法、管理業務の考え方について評価する。	
Ⅲ. 保守点検業務	①保守点検業務の考え方	・設備機能維持確保に関する計画等について評価する。	20
	②幹線管渠の巡視の考え方	・巡視計画等について評価する。	
	③小規模修繕業務の考え方	・補修の考え方及び体制等について評価する。	
Ⅳ. 危機管理・低減・コスト削減等の提案 危機管理・環境負	①危機管理・異常時の考え方	・災害時、異常時等の緊急時における対応について評価する。	30
	②環境への負荷の低減の考え方	・環境負荷低減策等について評価する。	
	③コスト削減の考え方	・本委託業務のコスト削減方策について評価する。	
	④その他会社の特長	・人材育成計画等、配置者の資質向上策について評価する。	
Ⅴ. 個別課題の提案	焼却設備（90t/日）の効率的な運用（予備機無し）及び維持管理の考え方	・当該焼却設備の運用状況を把握し、焼却設備の維持管理及び故障時等の対応に係わる提案について評価する。	10
計			105

●入札公告

総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この公示に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年6月10日

茨城県西流域下水道事務所長 大 塚 嘉 久

1 担当事務所

茨城県西流域下水道事務所

〒304-0054

茨城県下妻市中居指933-1

（電話）0296-44-9335

2 調達内容等

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

茨城県県西流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

(2) 調達する特定役務の特質等

茨城県県西流域下水道事務所長が、入札説明書で指定する。

(3) 履行期間

平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 履行場所

茨城県猿島郡境町2306-2外 茨城県利根左岸さしま流域下水道処理施設

茨城県下妻市中居指933-1外 茨城県鬼怒小貝流域下水道処理施設

茨城県筑西市中上野2648外 茨城県小貝川東部流域下水道処理施設

3 入札参加形態

入札参加者は、単独企業とする。

4 入札参加資格要件

入札公告の日から開札の時までの間、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類18（施設・設備等の保守管理）の小分類2（下水道処理施設維持管理）に登録されている者であること。

(4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。

(6) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に1年以上継続して、次の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること（共同企業体としての受託実績は、代表者としての実績であるものに限る。）。

ア 日最大10,000m³以上の標準活性汚泥法処理施設又は同等以上の水処理施設

イ 汚泥処理施設（遠心脱水機）

ウ 中継ポンプ場（マンホールポンプ場を含む。）

エ 幹線管渠

(7) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者1名を専任で配置することができること。

(8) 次に掲げる資格（同等以上のものを含む）を有する者を1名以上配置することができること。

ア 危険物取扱者乙種第四類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ 特定化学物質作業主任者

エ 第一種電気工事士

オ 有機溶剤作業主任者

カ ガス溶接技能講習修了者

キ 玉掛け技能講習修了者

- (9) 業務の従事者については、入札説明書に添付する一般仕様書に定める別紙 1 に示す資格・経験を有する者を選任でき、かつ別紙 2 に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置（次号の期間を含む。）できること。
- (10) 履行期間開始前 1 か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

5 入札参加資格の審査

入札参加希望者は、入札説明書に定める書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

おって、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年6月21日（月）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1 の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(2) 入札参加資格の喪失

入札参加者は、入札執行日までにおいて、4 に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札参加者の資格を失うものとする。

6 入札説明書の交付

(1) 交付期間

平成22年6月10日（木）から平成22年6月21日（月）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 1 の担当事務所に同じ。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札方法

本入札は、総合評価一般競争入札により行うものであるため、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める技術提案書を提出しなければならない。技術提案書の書式、部数等については入札説明書による。

(2) 入札書及び技術提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成22年7月1日（木）から平成22年7月21日（水）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による提出の場合は、書留郵便により、平成22年7月21日（水）午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所

1 の担当事務所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(3) 開札の日時・場所

平成22年 8 月11日（水） 午後 5 時

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル 中会議室 3

8 落札者の決定方法

入札参加者から入札書と技術提案書の提出を受け、別記の落札者決定基準により、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県財務規則第15号）第146条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、入札価格及び技術提案書の提案内容を総合的に評価し、落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、技術提案書に係る評価は、茨城県県西流域下水道事務所に設置する「茨城県県西流域下水道事務所維持管理業務委託総合評価審査委員会」において行う。

9 低入札価格調査基準価格の設定

入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当である入札を排除するため、政令第167条の10第 1 項に基づき低入札価格調査基準価格を設定するものとする。

10 入札書の無効

入札書において、次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 本公告及び入札説明書に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 本公告及び入札説明書に示す提出書類に虚偽の記載を行った者がした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 茨城県財務規則第148条各号又は入札説明書に定める事項のいずれかに該当する場合の入札

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:

The operation and management of the Tonesagan , the Kinukokai , the Kokaigawatoubu Regional sewerage
1 set

- (2) Contract period : From October 1 , 2010 to, September 30 , 2013

- (3) Period of application for tendering : From June 10 , 2010 to June 21 , 2010 , 9:00A.M. to 5:00P.M. except
Saturday , Sunday and national holidays

- (4) Period of tender : From July 1 , 2010 to July 21 , 2010 , 9:00A.M. to 5:00 P.M. except Saturday , Sunday and
national holidays

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kensei Regional Sewerage Office,

933-1, Nakaizashi, Shimotsuma-shi, Ibaraki Prefecture, 304-0054 Japan.

TEL 0296-44-9335

【別記】「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

茨城県西流域下水道処理施設維持管理業務を委託する上で最適な落札者を選定するため総合評価一般競争入札方式を採用し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、技術評価点（提案内容の評価による点数）と価格評価点（入札価格の評価による点数）を合算した総合評価点が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがあるので、留意すること。

2 評価の方法

(1) 提案内容の評価

「技術評価点」は、技術提案書に基づいて、4の「技術提案書の評価項目及び配点」により評価し、105点を満点とする。

なお、技術提案書の評価項目のいずれかに記載がない場合は選定の対象外とする。

(2) 入札価格の評価

「価格評価点」は、入札書に基づき、最も低い入札価格を提示した入札者を満点の35点とし、その他の者については、次の数式により算出する。

価格評価点 = 35点 × (最低入札価格 / 当該入札価格) (小数点第2位を四捨五入)

(3) 総合評価点

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計を「総合評価点」とする。

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

総合評価点の最も高い提案を行った者を落札者とする。

(2) 総合評価点が高い者が2人以上ある場合の落札者の決定方法

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも異なる場合は、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格が異なる場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」とも同じで入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

4 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

(別紙)

○技術提案書の評価項目及び配点

評 価 項 目			配点
大項目	中 項 目	小 項 目	
Ⅰ. 実績及び体制	①下水道処理施設の維持管理実績	・下水道処理施設（水処理・脱水・遠方監視）の受託実績について評価する。	25
	②運転管理体制	・本委託業務を安全確実に遂行する体制（人員配置、有資格者配置、勤務体制等）について評価する。	
Ⅱ. 運転操作管理業務	①運転操作監視業務の考え方	・水処理施設、汚泥処理施設等の運転操作・監視に関する計画等について評価する。	20
	②水質試験及び管理業務の考え方	・法定試験項目・頻度等を基本とした水質試験及び管理業務の考え方を評価する。	
	③薬品及び燃料の調達・管理業務の考え方	・薬品（高分子凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、次亜塩素酸ナトリウム等）及び燃料（A 重油等）の調達方法、管理業務の考え方について評価する。	
Ⅲ. 保守点検業務	①保守点検業務の考え方	・設備機能維持確保に関する計画等について評価する。	20
	②幹線管渠の巡視の考え方	・巡視計画等について評価する。	
	③小規模修繕業務の考え方	・補修の考え方及び体制等について評価する。	
Ⅳ. 危機管理・低減・コスト削減等の提案 危機管理・環境負	①危機管理・異常時の考え方	・災害時、異常時等の緊急時における対応について評価する。	30
	②環境への負荷の低減の考え方	・環境負荷低減策等について評価する。	
	③コスト削減の考え方	・本委託業務のコスト削減方策について評価する。	
	④その他会社の特長	・人材育成計画等、配置者の資質向上策について評価する。	
Ⅴ. 個別課題の提案	①流入汚水量の少ない段階での効率的な水処理運転管理手法について	・当該施設にあった課題の解決策について評価する。	10
	②3 処理場の一括集中管理手法について	・さしまアクアステーション、きぬアクアステーション、小貝川東部浄化センターの中央管理を、きぬアクアステーションにて一括集中管理で行う考え方について評価する。	
計			105

(教 育 委 員 会)

●博物館の登録

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定に基づき、次のとおり登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和45年茨城県教育委員会規則第15号）第6条の規定により公告する。

平成22年 6 月10日

茨城県教育委員会委員長 関 正 樹

- 設置者の名称 大洗町
- 名 称 大洗町幕末と明治の博物館
- 所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8231番地の4

4 登 録 年 月 日 平成22年 6 月 1 日

5 登 録 番 号 第18号

正 誤

平成22年 5 月31日付け茨城県報第2184号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から24	公示	公告

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)